

# 鳥取県福祉のまちづくり条例改正内容について (改正の概要)

令和4年10月1日施行分

## 改正の目的・経緯

鳥取県では、県民が自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築くため、「福祉のまちづくり条例」を定めて建築物のバリアフリー化に取り組み、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除く福祉のまちづくりを推進しています。

条例は、改正施行から5年を経過した後にバリアフリー化等の状況を踏まえて見直しを検討することとしており、この度、平成28年の条例改正から5年が経過したことから、条例の改正を行いました。

## 改正の方針

# 1 条例の見直しの概要(以下の4つを条例見直しの柱として検討)

※バリアフリー化の基準は、新築、増築、用途変更を行う場合に適用となります。

### □バリアフリー化を義務付ける建築物の規模の見直し

✓ 建築物のバリアフリー化基準の指標となる適用率(\*)の現状61%(平成28年度から令和2年度)を目標70%(令和4年度から令和8年度)に引き上げるため、バリアフリー化を義務付ける建築物の床面積を見直します。

\*適用率: 条例のバリアフリー基準の義務付け対象となる建築物の数 ÷ 建築物全体の数

### □高齢者、障がい者等がより利用しやすくするための整備基準の追加等

✓ 高齢者、障がい者、妊産婦、子育て世帯の誰もが利用しやすい建築物とするために、バリアフリー整備基準の新設・拡充及び適用する床面積規模の引き下げを行います。

### □弱視(ロービジョン)者に配慮する整備基準の追加

✓ 視覚障がい者の約7割を占める弱視者に対応したバリアフリー整備基準を追加します。

### □既存の建築物を再活用しやすくするための基準の見直し

✓ 増え続ける空き家・空きビルの利活用を進めるため、用途変更等において対応が困難であったエレベーターの設置基準を緩和します。

## 2 条例施行までのスケジュール

令和3年 12月	パブリックコメントの実施
令和4年 3月25日	改正条例を公布
令和4年 9月21日	改正条例の説明会の開催
令和4年 10月1日	条例の施行

## 1 義務付け建築物の規模の見直し

### ①老人福祉施設等・公衆便所の義務付け適用面積の引下げ

用途	現行規定	見直し
老人ホーム、老人福祉センター等	100㎡以上	0㎡以上
公衆便所	50㎡以上	0㎡以上

### ②面積基準が高い等により対象となる建築物が少ない施設の義務付け適用面積の引下げ

用途	現行規定	見直し
クリーニング取次店、コインランドリー等	100㎡以上	50㎡以上
理美容院	200㎡以上	100㎡以上
共同住宅、寄宿舍等	1000㎡以上	3階以上かつ500㎡以上 1,000未満 又は1000㎡以上

## 2 障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充 (1)

### (1)車いす使用者に配慮した見直し

#### ①車いす使用者用トイレ内大型ベットの設置する面積基準の引下げ(拡充)

集会場、物品販売店、公共体育館、ホテル等・・・2000㎡以上⇒1000㎡以上

#### ②車いす使用者用駐車場に屋根を設置する面積基準の引下げ(拡充)

バリアフリー義務付け建築物・・・5000㎡以上⇒2000㎡以上

※官公署施設は既に0㎡以上としている。

#### ③一般便所内に車いす利用が可能な便房設置を義務付け(新設)

- ・病院、集会場、公共体育館、美術館等 ……1000㎡以上
- ・物品販売店、ホテル等 ……2000㎡以上
- ・官公署施設 …… 0㎡以上

※車いす利用可能な便房・・・簡易型便房。(幅1.3m、奥行2m、出入口扉0.8m以上など)

※男女便所がある場合は、それぞれ1以上整備

#### ④主たる出入口は、自動扉又は引き戸の整備を義務付け(新設)

- ・学校等、病院等、官公署施設
- ・各種学校、専修学校(予備校、英会話学校等)、集会場、展示場、物品販売店、ホテル、老人ホーム、体育館、美術館、公衆浴場、飲食店、クリーニング店、理美容院、銀行等 ……規模は用途により異なる

※ただし、法令等の規定により設置が困難な場合は除く

## 2 障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充 (2)

### (2) 見えない人・見えにくい人(視覚障がい者)に配慮した見直し

#### ①敷地内と歩道の誘導ブロックを接続する面積基準の引下げ(拡充)

- ・美術館、集会場、老人ホーム、公共体育館等・・・1000㎡以上 ⇒ 0㎡以上
- ・物品販売店、飲食店、銀行等・・・1000㎡以上 ⇒ 100㎡以上

### (3) 聞こえない人・聞こえにくい人(聴覚障がい者)に配慮した見直し

#### ①トイレ内に火災警報装置(光警報装置)の設置を義務付け(新設)

特別支援学校、病院、集会場、物品販売店、ホテル(共用部)、・・・1000㎡以上  
官公署施設、老人ホーム、公共体育館、美術館、公衆浴場等

※火災時に建物内の火災警報装置と連動し、トイレ内のどこでも音以外の視覚的な方法により視認できる非常情報を伝える。

#### ②エレベーター内に火災時管制運転装置の設置を義務付け(新設)

規模は用途により異なる

※火災時に1階へエレベーターが自動着床し、外部へ避難できる安全装置

### (4) 高齢者等に配慮した見直し

#### ①階段に両側手すりの設置を義務付け(新設)

- ・学校等、病院、老人ホーム、官公署施設、美術館・・・ 0㎡以上
- ・飲食店、理美容院、銀行等・・・100㎡以上
- ・公衆浴場等・・・500㎡以上

## 2 障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充 (3)

### (4) 高齢者等に配慮した見直し(つづき)

#### ②浴室、脱衣所等のバリアフリー化を義務付け(新設)

滑りにくい床材など浴室等の基準を新たに設ける。

- ・特別支援学校、病院、老人ホーム等・・・0㎡以上
- ・診療所・・・100㎡以上
- ・ホテル(共同浴室に限る)・・・200㎡かつ10室以上
- ・公衆浴場・・・500㎡以上

※他に浴槽・シャワー等の適正な配置、段差解消、車いす使用者に必要な空間の確保など

### (5) 子育て世帯に配慮した見直し

#### ①多目的便所とは別に一般向け便所内にベビーベッドその他オムツ替え設備設置を義務付け(拡充)

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ・病院、集会場、公共体育館、美術館等 | ・・・2000㎡以上 ⇒ 1000㎡以上 |
| ・物品販売店、ホテル         | ・・・5000㎡以上 ⇒ 2000㎡以上 |

※男女便所がある場合は、それぞれ1以上整備

## 2 障がいの種類に応じたバリアフリー整備基準の拡充（4）

### (6) オストメイト用設備の利用者に配慮した見直し

#### ① 多目的便所とは別に一般便所にオストメイト用設備設置を義務付け(拡充)

- ・病院、集会場、公共体育館、美術館等 ……2000㎡以上 ⇒ 1000㎡以上
  - ・物品販売店、ホテル ……5000㎡以上 ⇒ 2000㎡以上
- ※男女便所がある場合は、それぞれ1以上整備

#### ② 小規模施設を除き温水シャワー付きオストメイト用設備設置を義務付け(新設)

- ・官公署施設、公衆便所 …… 0㎡以上
- ・特別支援学校、病院、集会場、物品販売店、ホテル(共用部)、老人ホーム、公共体育館、美術館等 ……1000㎡以上

### 3 弱視(ロービジョン)者に配慮する整備基準の拡充

#### 視覚障がい者の大部分を占める弱視者に配慮する整備基準(新設)

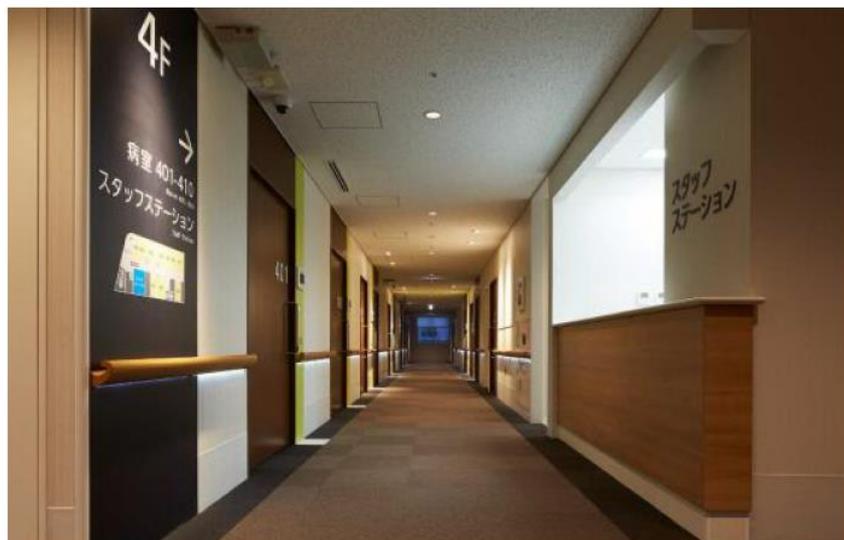
弱視者がより容易に存在や位置が識別できるように配色(コントラスト)への配慮について条例に規定する。

##### 【廊下・階段・傾斜路】

- ・床、壁、出入口扉は、それぞれ明度、色相又は彩度の差をつける他、必要な照度を確保する。  
(※それぞれの取合い部分に差をつけることでも可)

##### 【便所】

- ・床、壁、出入口扉、便所ブース扉は、それぞれ明度、色相又は彩度の差をつける他、必要な照度を確保する。(※それぞれの取合い部分に差をつけることでも可)



床と壁との境界を強調した例

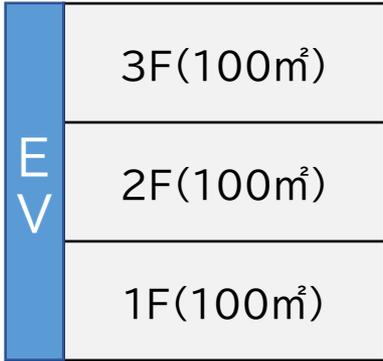


便器と壁や汚垂石のコントラスト比が高い例

## 4 既存建築物に対する適用基準の緩和

### 用途変更に係るエレベーター整備基準の緩和(拡充)

既存建築物の用途変更について、床面積が500㎡未満までエレベーターの設置を免除する。

エレベーター設置免除	現行規定	見直し案
既存の用途変更	200㎡未満	500㎡未満
(例) 300㎡の既存建築物の 用途変更を行う場合	 エレベーター設置必要	 エレベーター設置不要

## 5 その他の見直し(整備基準以外の見直し)

### ①利用居室内の移動の円滑化(新設)

- ・道等から利用居室までに至る出入口、廊下等のバリアフリー基準の適合に加え、利用居室の内部についても移動の円滑化(利用居室内部に段を設けない等)に努めることを規定する。  
※利用居室・・・売場や客席空間などを示します(施設の共用廊下等を除く)

### ②市町村が福祉のまちづくり推進に向けた協議会の設置(新設)

- ・市町村は、地域の実情に応じた福祉のまちづくりの推進に関する施策を策定し、これを実施するよう市町村協議会(仮称)が設置できることを規定する。

### ③公営住宅における車いす使用者用住戸の推進(新設)

- ・公営住宅は、新築・建替時において車いす使用者用住戸の整備に努めることを規定する。

### ④バリアフリー建築物の認証制度の導入(新設)

- ・バリアフリー基準に適合した上で、さらに誰もが使いやすいユニバーサルデザインを採用している建築物を認証する制度を創設する。

### ⑤ICT(情報通信技術)を活用したまちづくりの推進(新設)

- ・福祉のまちづくり基本方針に情報通信技術を活用した環境整備の推進を進めることを規定する。